

## 破産手続開始通知書

事件番号 令和2年(フ)第2746号(令和2年4月28日申立)  
本店所在地 東京都新宿区高田馬場三丁目8番5号

破産者 株式会社萬松  
代表者代表取締役 松下 博

- 1 上記の者に対し、破産手続開始決定がされたので、次のとおり通知します。
- (1) 破産手続開始日時 令和2年4月28日午後1時
  - (2) 破産管財人 弁護士南 賢一 電話03-6250-6200
  - (3) 破産債権届出期間 令和2年6月2日まで
  - (4) 破産債権届出書及び交付要求書の提出先

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー

西村あさひ法律事務所  
弁護士 南 賢一 気付  
令和2年(フ)第2746号事件書類受領事務担当 行

- (5) 財産状況報告集会・債権調査期日の日時及び場所  
令和2年8月31日午前10時 債権者等集会場1(家簡地裁合同庁舎5階)  
所在場所は「債権者集会場のご案内」のとおりです。  
財産状況報告集会において、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する場合は、①破産手続廃止に関する意見聴取のための集会、②破産管財人の任務終了による計算報告集会も併せて実施します。
- (6) ① 破産者に対して債務を負担している者は、破産者に弁済してはならない。  
② 破産者の財産を所持している者は、破産者にその財産を交付してはならない。

### 2 破産債権届出

- (1) 届け出る場合は、同封した届出書を使用し、1(4)の提出先に郵送してください(別紙「封筒表書見本」参照)。保証人への請求等のため、債権届出日の証明を必要とする方は、配達証明郵便等をご利用ください。
- (2) 破産債権届出書は、同封の届出書1通と証拠書類のコピー1部(原本不可)を合わせてホッチキスで左綴じにしてください。資格証明書は不要です。
- (3) 破産手続開始後に支払期日が到来する手形については、支払期日が破産手続開始後1年以内であれば額面額を届出債権としてください。証拠書類の手形は両面をコピーしてください。

- 3 破産手続の進行については破産管財人まで、破産手続開始前の事情に関するお問い合わせ及び債権についての照会は申立代理人までお願いします。  
申立人代理人 弁護士 多比羅 誠 電話 03-6205-7655

東京地方裁判所民事第20部特定管財9B係 裁判所書記官 船橋 寿之